

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～十六（略）</p> <p>十七 資本積立金額 次に掲げる金額のうち法人が留保している金額の合計額をいう。</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>八 商法第三百五十二条第一項（株式交換）の株式交換（保険業法（平成七年法律第百五号）第九十二条の五第一項（組織変更）における株式交換）の株式交換（以下この号において「保険株式交換」という。）を含む。）又は商法第三百六十四条第一項（株式移転）の株式移転（保険業法第九十二条の八第一項（組織変更における株式移転）の株式移転（以下この号において「保険株式移転」という。）を含む。）による商法第三百五十二条第一項の完全親会社の完全子会社株式（同項の完全子会社となる法人の株式で当該完全親会社が当該株式交換又は当該株式移転により当該完全子会社の株主から受け入れた株式）（保険株式交換又は保険株式移転の場合にあつては、保険業法第九十二条の五第一項又は同法第九十二条の八第一項に規定する組織変</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～十六（略）</p> <p>十七 資本積立金額 次に掲げる金額のうち法人が留保している金額の合計額をいう。</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>八 商法第三百五十二条第一項の株式交換又は同法第三百六十四条第一項の株式移転による同法第三百五十二条第一項の完全親会社の完全子会社株式（同項の完全子会社となる法人の株式で当該完全親会社が当該株式交換又は当該株式移転により当該完全子会社の株主から受け入れた株式をいう。）の受入価額から当該株式交換により増加した資本の金額その他の政令で定める金額の合計額又は当該株式移転により設立された当該完全親会社の資本の金額その他の政令で定める金額の合計額を控除した金額</p>

更後の株式会社となる法人の株式で当該完全親会社が当該保険株式交換又は当該保険株式移転により受け入れた株式)をいう。
。の受入価額から当該株式交換により増加した資本の金額その他の政令で定める金額の合計額又は当該株式移転により設立された当該完全親会社の資本の金額その他の政令で定める金額の合計額を控除した金額

二つト (略)

十八〜四十八 (略)

(保険会社の契約者配当の損金算入)

第六十条 保険業法に規定する保険会社が各事業年度において保険契約に基づき保険契約者に対して分配する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。ただし、当該分配する金額が政令で定める金額を超える場合は、その超える部分の金額については、この限りでない。

2 (略)

二つト (略)
十八〜四十八 (略)

(保険会社の契約者配当の損金算入)

第六十条 保険業法(平成七年法律第百五号)に規定する保険会社が各事業年度において保険契約に基づき保険契約者に対して分配する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。ただし、当該分配する金額が政令で定める金額を超える場合は、その超える部分の金額については、この限りでない。

2 (略)